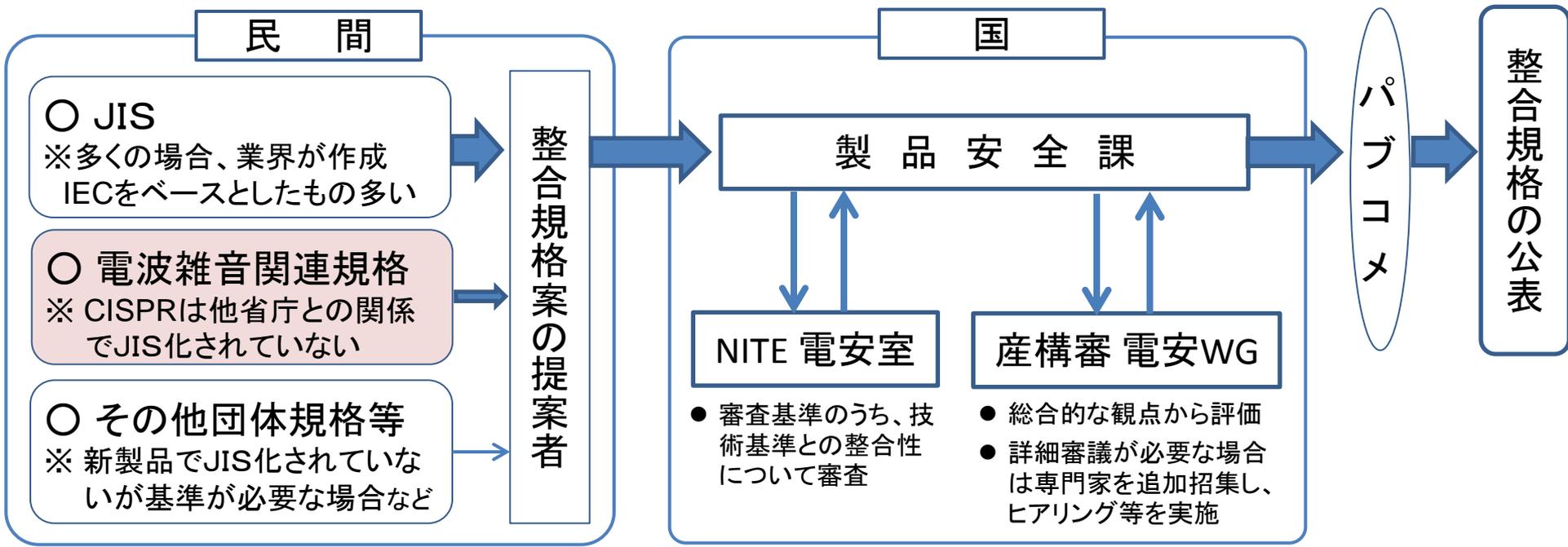


整合規格案の審査基準と審査手順について



整合規格案の提案時際には、次の様な資料を提出

- 提案書
- 整合規格案
- 審査基準8項目チェックリスト
- 技術基準との整合性チェックリスト (→ 従来、確認頂いているリスト)

- ### (整合規格の審査基準)
- (1) 規格の公共性
 - (2) 策定プロセスの公平性・公開性
 - (3) 技術基準との整合性
 - (4) 技術的事項の具体性
 - (5) 技術的基準の妥当性
 - (6) 優先される規格
 - (7) 作成言語
 - (8) 規格票の様式

★JISの審査はfast-track

「なお、日本工業規格に関する審査は、(3)を除いた要件を満たしているものとして判断して行うものとする。」

(プロセス通達 別添2より)

J55001 (H27) 改正案の新旧対照表

	改正案	現 行																				
表紙	<i>J55001 (H27)</i> 雑音の強さの規定	<i>J55001 (H22)</i> 雑音の強さの規定																				
本文	<p style="text-align: center;">雑音の強さの規定</p> <p>(適用範囲) この規定は、次に掲げる基準が適用されるものについては適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － J55011(H27) (工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法) － J55013(H22) (音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法) － J55014-1(H27) (家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法) － J55015(H20) (電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法) － J55022(H22) (情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法) <p>(適用基準) 次の表の左欄に掲げる電気用品にあって、<u>上記適用範囲に該当しないものは、同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>イ 配線器具</td> <td>別表第十第5章 (光電式自動点滅器を除く)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>ロ 携帯発電機</td> <td>別表第十第9章</td> </tr> <tr> <td>ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの</td> <td>別表第十第2章から第8章までの該当する章</td> </tr> </tbody> </table>	イ 配線器具	別表第十第5章 (光電式自動点滅器を除く)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ロ 携帯発電機	別表第十第9章	ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	別表第十第2章から第8章までの該当する章	<p style="text-align: center;">雑音の強さの規定</p> <p>(適用範囲) この規定は、次に掲げる基準が適用されるものについては適用しない。</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> － J55013(H22) (音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法) － J55014-1(H20) (家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法) － J55015(H20) (電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法) － J55022(H22) (情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法) <p>(適用基準) 次の表の左欄に掲げる電気用品にあっては、<u>同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>イ 配線器具</td> <td>別表第十第5章 (光電式自動点滅器を除く)</td> </tr> <tr> <td>ロ 高周波ウエルダー</td> <td>別表第十第2章</td> </tr> <tr> <td>ハ アーク溶接機であって高周波電流を重畳して使用するもの</td> <td>別表第十第2章</td> </tr> <tr> <td>ニ 携帯発電機</td> <td>別表第十第9章</td> </tr> <tr> <td>ホ イからニまでに掲げるもの以外のもの</td> <td>別表第十第2章から第8章までの該当する章</td> </tr> </tbody> </table>	イ 配線器具	別表第十第5章 (光電式自動点滅器を除く)	ロ 高周波ウエルダー	別表第十第2章	ハ アーク溶接機であって高周波電流を重畳して使用するもの	別表第十第2章	ニ 携帯発電機	別表第十第9章	ホ イからニまでに掲げるもの以外のもの	別表第十第2章から第8章までの該当する章
イ 配線器具	別表第十第5章 (光電式自動点滅器を除く)																					
(削る)	(削る)																					
(削る)	(削る)																					
ロ 携帯発電機	別表第十第9章																					
ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	別表第十第2章から第8章までの該当する章																					
イ 配線器具	別表第十第5章 (光電式自動点滅器を除く)																					
ロ 高周波ウエルダー	別表第十第2章																					
ハ アーク溶接機であって高周波電流を重畳して使用するもの	別表第十第2章																					
ニ 携帯発電機	別表第十第9章																					
ホ イからニまでに掲げるもの以外のもの	別表第十第2章から第8章までの該当する章																					